

「法学の基礎」の新設について

毛 利 康 俊

一 「法学の基礎」は、導入科目（履修強制はかけているが必修科目ではない）のひとつである。一年生の全員が前期の間に履修することが期待されている（二単位）。

この科目は新カリキュラム（二〇〇四年度から適用）における新設科目である。しかし、以上のような位置づけと名称からわかるように、この科目は以前のカリキュラムにあった「法学入門」の後継科目でもある。いずれも、特定の法分野に特化することなく、新入生が一年後期からの法律専攻科目の学習にスムーズに入っていけるように橋渡しをすることを狙っている（したがって、07期以前の学生にとっては「法学入門」に読み替えられる）。

だが、狙いを共通いするとはいえず、その狙いを実現するための

科目の具体的構成にはかなりの変化があった。実は学生たちのアンケートを見ても以前の「法学入門」も決して評判は悪くなかった。だから、科目の具体的構成に変化が要請された理由については説明が必要であろう。本稿では、以下、この点の説明を中心に論述を進める。

二 「法学入門」は、複数の教員によるオムニバス講義であった（年により三人〜六人のことが多かった）。担当教員は、勢い、自分の専攻科目の導入部分を講義することになる。そして新入生にとっては、かならずしもこの講義の評判は悪くなかった。新入生はその名のとおりフレッシュなのであって、法律に対する素直

な好奇心を持っていることが多い。「法律学入門」は、その好奇心によく応えたと思われるのである。それにもかかわらず「法律学入門」に衣替えが求められたのは、教育上の効率の問題が大きいに思われる。

現在の法学部のあり方を前提にすると、法律科目に関する限り、学生たちには、導入科目↓基本的な法律科目↓応用発展的な法律科目という流れを相当に効率的に歩ませなければならぬ。すくなくとも西南学院大学法学部の学生にとっては、就職活動の時期が早まっているからである。

すると、科目間の連携が重要になるのは当然である。また、導入科目群の学習効率は相当に高くなければならないことになる。一年生後期から専攻法律科目が配当されているからである。しかも各種試験や法科大学院の受験生のことを考えると、これら専攻法律科目は決して一年生向けの科目ではなく、一人前の法学部生向けのものたらざるをえない。それらは憲法、民法、刑法などの科目であるのだから。

こうして、導入科目を構成する科目群は、たった半期で新生を一人前の法学部生にして法律専攻科目の担当者を引き継ぐという課題を引き受けることになる。

三 こうした課題にかんがみると、従来の「法律学入門」の枠組みには超えがたい限界があったように思われる。一番の問題は、オムニバス形式で担当者が自分の専攻分野の法の話をするという形式をとるかぎり、西南学院大学法学部のような中小規模の教授団しか有さないところでは、年度ごとに内容がアドホックに変わらざるをえない、ということである。

教員にも異動があるし、教員が在外研究や国内研究で講義を担当できないこともある。結局、コーディネーターを引き受けた教員が現有勢力教員のなかから大変に苦勞して担当者を確保していたというのが実態である。このような現実のなかでは、コーディネーターがいくら誠実に職務を果たし担当教員が熱心に講義したとしても（実際、これらは誠実かつ熱心に行われていた、毎年、安定した講義内容を提供しつつ、他の科目との連携をとり、内容を充実させていくことは、望むべくもない。

四 以上のような問題が明確に意識されるようになったのは、西南学院大学法科大学院の設立を受けて、法学部でも教育を再構築する必要に迫られるなかでのことであった。具体的には二〇〇三年度の後期に法学部長の諮問機関として設けられた、カリキュラム改正委員会（古賀衛委員長）における議論のなかでのことであ

り、筆者（毛利）もその末席をけがさせていただいていた。

前述のような観点から導入科目の再検討が行われるなかで、「法律学入門」の検討も俎上に上ることになり、委員長より「法学概論」と類縁性の高い「法哲学」担当者である筆者に対し、調査の上で意見を述べるよう命が下った。そこで、筆者は戦後の代表的な法学概論の教科書類をざっと通覧し、「法学概論」には総論と各論があることを確認し、総論でよく取り上げられている学習項目のピックアップに努めた。

このような観点から「法律学入門」を見直してみると、それは伝統的な分類では法学概論各論に相当する。しかし、法学概論各論のままでは中味を充実させていくことは前述のような理由から、西南学院大学法学部の現状では困難なように思われた。また、委員会の議論に参加されていた多田利隆法学部長（当時）の「すべての法学に共通するようなこと、たとえば法の理念や法的内容の考え方などを教えた方が学生のためになるかもしれない」という示唆もあった。そこで私自身も、むしろ法学概論総論の内容を現代日本の法学部教育、とくに西南学院法学部での教育の現状に合わせて再編成する方がよいという結論に達した。

五 問題はその中味である。法学概論総論には法の理念、法の構

造、法の機能といった、いわば高尚な内容もあれば、法律解釈の技法のような実定法学習を予告するようなもの、条文の読み方のような技術的なものも含まれる。半期という時間を考えると、かなり絞り込まざるを得ない。

そこで学生たちの実情をみると、本法学部に限ったことではないと思われるのだが、一、二年生になっても条文の読み方、答案の書き方というレベルでありあまり自信が持てていないものもかなりいる。一年後期には新入生を一人前の法学部生にして送り出さなくてはならないという前記の課題に照らして考えると、「こういうことはいろいろやつとるうちに自然と体得されるもんだ」と泰然と構えている余裕はなく、むしろ露骨に教える必要があるであろう。

こうして筆者は、条文の読み方からはじまり法的なものの考え方や条文解釈の技法の初歩を通つて答案の書き方にいたる講義が、法律学入門として要請されているという理解に達し、「法律学入門」は、この流れのなかに従来の法学概論総論の内容を可及的に取り込んでいくものに衣替えしてはどうか、という意見を述べることになった。そして、中味が変わるなら名前も変えたらどうかという意見が出て、「法律学の基礎」という名称がカリキュラム改正委員会のなかで確定した。

以上のような観点から従来の法学概論総論の内容を点検してみ
て、筆者は、「法律学の基礎」の学習項目としては、順不同かつ
仮説的なものながら、以下のようなものが相応しいのではないか
と考えた。

- ・ 公共的問題
 - ・ 公共的問題とは何か
 - ・ 公共的問題の解決方法の種類
 - ・ ルールによる公共的問題解決の特徴
 - ・ 事例にあわせて六法を引く練習
 - ・ 条文特定法 条・項・号、本文・但書、前段・後段、第一文・
第二文
 - ・ 条文分析法
 - ・ 「又は」「若しくは」
 - ・ 「及び」「並びに」
 - ・ 例示
 - ・ 適用除外
 - ・ 法的文章の書き方（判決三段論法を中心に）
 - ・ ルール解釈のない場合
 - ・ ルール解釈のある場合
 - ・ 法的な出来事の見方 権利の発生・変更・消滅
 - ・ ルールの主体的読み方 権利発生規範、権利障害規範、権利消
滅規範
 - ・ ルール解釈の技法
 - ・ 拡張解釈 縮小解釈
 - ・ 類推解釈 反対解釈
 - ・ 法的論争のレベルアップ法
 - ・ 学習法
 - ・ 予習 講義 復習
 - ・ 教科書の読み方（含む、線の引き方）
 - ・ ノートの取り方
 - ・ 問題の諸形式
 - ・ 事例式問題における論点発見法
 - ・ 法の諸分野
 - ・ 履修上の注意
 - ・ 民事訴訟、刑事訴訟、行政事件訴訟と憲法訴訟
 - ・ 「権利」の諸概念
 - ・ 一般法と特別法
- 六 以上のような経過で開設された「法律学の基礎」は、意見を

述べた手前、筆者が二〇〇四年度と二〇〇五年度は担当している。この衣替えが所期の目的を達しうるかについては、結局、学生たちの成長振りを見なければ確かなことはいえない。その意味で、現状においては全面的な総括ができるような時期には達していない。

ところで、「法律学の基礎」の学習項目は上述のような思考手続きで導きだしたのであって、その意味で、いまのところ多少なりとも思弁的である。しかし、この科目は、本来は法律専攻科目の下請け科目であることに注意しなくてはならない。つまり、法律専攻科目の担当教員ごとに「私の科目で学習成果が上がるためには、学生はそもそも〇〇の能力を身につけておく必要がある」という項目があるはずであり、そこから逆算して、導入科目の学習項目、ひいては「法律学の基礎」の学習項目は決められるべきなのである。

そうした目で見れば、先に挙げた現状の「法律学の基礎」の学習項目には当然過不足があるはずであり、それを正していくことで、この科目は次第に西南学院大学法学部の導入科目に相応しいものに成長していくであろう。そういう成長のためのたき台をとりあえずは設えたこと、これが現段階において「法律学の基礎」新設の成果としていいうる、おそらく唯一のことであろう。以上